

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市徳山社会福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人周南市社会福祉協議会

所在地 周南市速玉町3番17号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(参 考)

社会福祉法人周南市社会福祉協議会の概要

1 設立の経緯

社会福祉法人周南市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき行政の合併に伴い、旧2市2町社会福祉協議会が合併して設立した。

2 設立年月日 平成15年4月21日

3 所在地 周南市速玉町3番17号

4 目的

周南市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

5 事業内容

- (1) 総合相談支援事業
- (2) 高齢者・障害者・母子寡婦・父子及び児童福祉等の事業
- (3) 住民による小地域福祉活動の促進・強化事業
- (4) ボランティア活動・市民活動の振興事業
- (5) 啓発・広報活動の強化・充実事業
- (6) 各種資金の貸付事業・低所得世帯の厚生援護事業
- (7) 施設の管理・経営事業
- (8) 収益事業
- (9) その他

6 組織等

- (1) 役員 18人 (会長1人、副会長3人、常務理事1人、理事10人、監事3人)
- (2) 職員数 207人 (平成28年4月1日現在)